

令和2年3月10日

訟務局転入予定者 各位

法務省訟務局訟務企画課庶務係

法定外控除（いわゆる二次控除）の取扱いについて

当局においては、法定外の各種会費（懇親会費・互助会・図書代等）の控除について、現金の取扱いによる事故防止及び事務手続の効率化の観点から、各職員名義のゆうちょ銀行の口座から毎月20日（週休日等の場合は翌営業日）に所要額を引き落とす方法により処理を行っています。

つきましては、この度の異動により当局に転入される方におかれましても、同様の処理に御協力をお願いしたいので、別添の「自動払込利用申込書」に必要事項を御記入の上、送付願います。

また、1回の引落しつき、55円の手数料を御負担いただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、ゆうちょ銀行の口座から引落しできない場合には、毎月現金で集金させていただきます。